

定款改定点 (定款はホームページに掲載しております)

項目・条項	現在の定款 (赤字：削除)	改定案 (青字：挿入)	趣旨
(事務所) 第2条 2	この法人は、前項のほか、その他の事務所を東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号および長野県上水内郡飯綱町大字袖之山497番地4に置く。	この法人は、前項のほか、その他の事務所を長野県上水内郡飯綱町大字袖之山497番地4に置く。	実態に合わせ、毎日新聞本社を従たる事務所から削除
第3章 会員 (種別) 第6条(3) 特別会員	この法人の目的に賛同して入会し、活動に協力する機関	この法人の活動に積極的に参加し、法人の活動に特に大きな貢献をした個人もしくは団体	特別会員の定義をより明確にし団体だけでなく個人も含む
(入会)	(入会)	(入会及び資格)	会員としての資格も規定
(入会) 第7条	会員の入会について、特に条件を定めない	会員の入会について、不当な条件を定めない	法第二条2-イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
2	会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。	入会しようとする者は、第8条に定める会費を納入することで会員となる。ただし会員資格は納入日から1年間とする。なお前納された場合は前年の期間を翌年の会員期間とする。	申込書でなく会費納入で入会、会員資格は1年間前納の場合の規定入れる
3		正会員は総会においてこの会の運営や活動に関する提案や主張を行う権利を有するが、それが否決された場合には、総会の議決に従わなければならない。	自己主張に拘泥せず、他と協働協力することを会員の義務とする 11条(1) 関連
4		会員はこの会を不当に誹謗中傷したり、会員の名誉を傷つけたりしてはならない。	11条(1) 関連
5	理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって 本人又は団体にその旨を通知しなければならない。	理事長は、3項、4項に違反した者の入会を断ることができる。この場合は、理事会の議決を得た上、速やかに会費を返還し、理由を付した書面をもって 本人又は団体にその旨を通知しなければならない。	入会拒絶の論理的補強 理事長1人の意思でなく理事会の議決が必要となる

(会員の資格の喪失) 第9条 (1)	退会届の提出をしたとき。	本人が文書もしくは電磁的記録により退会の意思表示をしたとき。	退会の意思があれば退会届に限定する必要がない
(2)	本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき	本人が死亡し、又はこの会が消滅したとき	
(3)	正当な理由なく会費を2年以上滞納し、催促を受けてもそれに応じないとき。	会費を1年以上納入しなかったとき。	会員有効期間を1年に限定
2		各種認証事業の全資格及び権利等は、会員の除名に伴い遡及し、除名日に喪失する。	除名された場合にはレナフォが付与した資格や権利は除名日に遡って喪失する
(退会) 第10条	会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。	会員は任意に退会することができる。	文書による退会届は不要
(除名) 第11条 (2)	この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。	この法人もしくは会員の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。	法人のみでなく会員の名誉も守る規定
(抛出金品の不返還) 第12条	既に納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。	第7条5項に基づく場合を除き、既に納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。	第7条3項との整合
附則 2		この定款は、2018年9月15日に改定し、翌16日から施行する。	今回の改定日、施工日を示す
2-5	(設立当時の役員、その任期、事業計画・予算、事業年度等の規定を削除)		現在意味の無くなった規定を削除
3	この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。	この法人の会費は、次に掲げる額とする。	簡単明瞭に修正
3 (3)	特別会員 年会費 免除		削除